

各位

2023年10月3日  
讀賣テレビ放送株式会社

## 「マスメディア集中排除原則」違反の判明と解消について

当社と日本テレビホールディングス（日本テレビHD）との間で、放送局の「支配」を原則として禁じる「マスメディア集中排除原則（マス排）」に違反していることが判明しました。取締役兼務の上限数の規定に抵触していたもので、本日3日、是正措置をとり、所管する近畿総合通信局に報告しました。

注意が行き届かず抵触状態を覚知できなかったことをお詫び申し上げます。

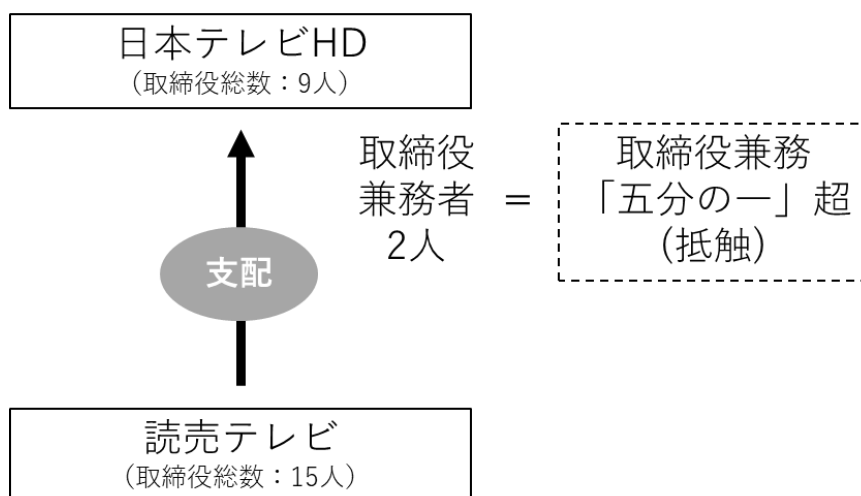
### 事案の概要

放送する機会をできるだけ多くの人に確保することで、放送による表現の自由ができるだけ多くの人によって享有されるための制度として、「マス排」が制度化されています。

「マス排」は、放送法と総務省令『基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令』に規定されています。認定放送持株会社と認定放送持株会社の子会社ではない基幹放送事業者の関係は、省令の9条4号で以下の通り規定されています。

基幹放送の業務を行う者（当該認定放送持株会社の子会社を除く。）の特定役員で当該認定放送持株会社の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該認定放送持株会社の特定役員の総数に占める割合が五分の一を超えないこと。

\* 特定役員＝放送法第2条31号、及び平成27年総務省令第26号が定める、「当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する業務執行役員及び業務執行決定役員」



日本テレビHDは、2021年6月29日の株主総会で取締役数を12人から9人に変更し、現在に至っています。この時点から日本テレビHD取締役9人のうち、2人が当社の取締役を兼務してきました。これを当社側から見ると、当社の取締役2人が日本テレビHD取締役を兼務していることになり、その比率は「九分の二」となり、「五分之一」を超えます。(2人は、日本テレビHD・山口寿一代表取締役取締役会議長、杉山美邦代表取締役会長執行役員です)

「マス排」は、取締役兼務比率が「五分之一」を超えることを「支配」と定義し、地上テレビ放送事業者が他の地上テレビ放送事業者を「支配」することを原則として禁じています。今回の場合は、当社が日本テレビHDを「支配」している状態になっており、当社と日本テレビHDの関係は、この規定(取締役の兼任は「五分之一」を超えてはならないという規定)に抵触していました。これまで当社からの兼務状況を確認してこなかったことが原因です。

#### 対応策

「マス排」に抵触する状態を解消するため、3日、日本テレビHD取締役との兼務者杉山氏が当社の取締役を辞任しました。これにより兼務比率は「五分之一」以下となり抵触状態は是正されました。杉山氏の取締役辞任につきましては、3日、近畿総合通信局に報告しています。